日　　時　令和２年６月２２日（月）　午前１０時　　開　議

出席議員　（１６人）

１番	工　藤　和　子	２番	黒　石　ナナ子
３番	三　上　廣　大	４番	大　平　陽　子
５番	工　藤　禎　子	６番	大久保　朝　泰
７番	大　溝　雅　昭	８番	佐々木　　　隆
９番	今　　　大　介	１０番	工　藤　和　行
１１番	工　藤　俊　広	１２番	北　山　一　衛
１３番	中　田　博　文	１４番	後　藤　秀　憲
１５番	村　上　啓　二	１６番	村　上　隆　昭

欠席議員　（なし）

出席要求による出席者職氏名

市　　　長	髙　樋　　　憲	副　市　長	有　馬　喜代史
総務部長	阿　保　正　一	企画財政部長	鳴　海　淳　造
健康福祉部長兼 福祉事務所長	木　村　　　誠	農林部長 農業委員会事務局長併任	中　田　憲　人
商工観光部長	真　土　　　亨	建設部長	鳴　海　真　一
企画課長	花　田　浩　一	財政課長	工　藤　康　仁
国保年金課長	佐　藤　弘　樹	新型コロナウイルス 感染症対策室長	今　野　弘　人
介護保険課長兼 地域包括支援センター所長	工　藤　春　行	農林課長兼 バイオ技術センター所長	佐　藤　久　貴
農業委員会会長	木　立　康　行	教育部長兼 市民文化会館長	須　藤　勝　美
黒石病院事務局長	村　上　　　靖	黒石病院事務局次長	齋　藤　　　誠

会議に付した事件の題目及び議事日程

令和２年第２回黒石市議会定例会議事日程　第３号

令和２年６月２２日（月）　午前１０時　　開　議

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　報告第　７　号　黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

第　３　報告第　８　号　黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

第　４　報告第　９　号　黒石市税条例等の一部を改正する条例制定について

第５　報告第１０号　権利の放棄について

第６　報告第１１号　権利の放棄について

第７　報告第１２号　権利の放棄について

第８　報告第１３号　令和元年度黒石市一般会計補正予算（第６号）について

第９　報告第１４号　令和元年度黒石市一般会計補正予算（第７号）について

第１０　報告第１５号　令和元年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

第１１　報告第１６号　令和元年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第１号）について

第１２　報告第１７号　令和元年度黒石市下水道事業会計補正予算（第３号）について

第１３　報告第１８号　令和２年度黒石市一般会計補正予算（第１号）について

第１４　報告第１９号　令和２年度黒石市一般会計補正予算（第２号）について

第１５　報告第２０号　令和２年度黒石市一般会計補正予算（第３号）について

第１６　報告第２１号　令和元年度黒石市一般会計繰越明許費繰越計算書について

第１７　議案第４３号　黒石市税条例の一部を改正する条例制定について

第１８　議案第４４号　黒石市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

第１９　議案第４５号　黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

第２０　議案第４６号　黒石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

第２１　議案第４７号　黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

第２２　議案第４８号　令和２年度黒石市一般会計補正予算（第４号）

第２３　議案第４９号　令和２年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

第２４　議案第５０号　令和２年度黒石市一般会計補正予算（第５号）

第２５　議案第５１号　令和２年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第１号）

出席した事務局職員職氏名

事務局長	成田浩基
次長	太田誠
次長補佐	宮本節造
議事係長	佐々木敬子

会議の顛末

午前10時00分　　開　議

◎議長（工藤和子）　ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第３号をもって進めます。

◎議長（工藤和子）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

３番三上廣大議員、５番工藤禎子議員を指名いたします。

◎議長（工藤和子）　日程第２　報告第７号　処分第８号　黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、報告第７号　専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議長（工藤和子）　日程第３　報告第８号　処分第９号　黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、報告第８号　専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議長（工藤和子）　日程第４　報告第９号　処分第10号　黒石市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、報告第９号　専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議長（工藤和子）　日程第５　報告第10号　権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際、質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

以上で、報告第10号　権利の放棄についてを終わります。

◎議長（工藤和子）　日程第６　報告第11号　権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際、質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

以上で、報告第11号　権利の放棄についてを終わります。

◎議長（工藤和子）　日程第７　報告第12号　権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際、質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

以上で、報告第12号　権利の放棄についてを終わります。

◎議長（工藤和子）　日程第８　報告第13号　処分第７号　令和元年度黒石市一般会計補正予算（第６号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、報告第13号　専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議長（工藤和子）　日程第９　報告第14号　処分第11号　令和元年度黒石市一般会計補正予算（第７号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。５番工藤禎子委員。

◎５番（工藤禎子）　69ページ、６款１項１目１節、農業委員会委員報酬でお聞きしたいと思います。農林水産省が、５月29日に農業委員への女性の参画のデータを公表いたしました。今、全農業委員に占める女性の割合は12.1%になっています。そのうち１人でも女性の農業委員を任命しているのは84%になっていて、黒石市も１人いらっしゃるのでここに入っていることになりますが、男女共同参画の第４次基本計画の目標では――農業委員だけではないんですけれども、女性の参画をまずは３割を目指そうという目標で取り組まれていると思いますが、黒石市の農業委員会は、どのような取り組みや目標を持っておられるのでしょうか。

◎議長（工藤和子）　農業委員会事務局長。

◎農林部長農業委員会事務局長併任（中田憲人）　農業委員の女性登用についてでありますが、現在、農業委員は、工藤議員がおっしゃったとおり、13名のうち女性が１名です。

農業委員の選出については、平成28年４月１日施行の農業委員会法の改正により、選出方法が、これまでの選挙制から推薦及び公募による市長の任命制に変更となりました。法改正により、委員の構成も、女性と青年を積極的に登用することと、農業者以外の者を１名以上入れることになっております。

農業委員の任期が現在令和３年４月30日であることから、今年度中に推薦と公募の募集手続を実施いたしますが、当市の基幹産業である農業の持続的な発展については女性の活躍が不可欠でありますので、女性委員の募集についても、今後の手続の際に広く周知してまいります。以上です。

◎議長（工藤和子）　５番工藤禎子委員。

◎５番（工藤禎子）　農業委員会事務局長がおっしゃるように、選挙ではないので、市長の理解、あるいは農業委員会の会長の理解、いわゆる男性リーダーの理解が必要になってくると思います。その点での見解といいますか……。それから、女性委員も１人だと活躍するにも相談する相手も寂しいということもありますので、積極的に３人５人という形で、複数以上は考えていただければいいと思います。その点は、まだこれからの方向もあるんでしょうけれども、もう一度お願いいたします。

◎議長（工藤和子）　農業委員会事務局長。

◎農林部長農業委員会事務局長併任（中田憲人）　農業委員の選出については、先ほども言ったとおり、推薦と公募、募集手続がこれから始まるんですが、例えば、農協とか、関係団体からの推薦、あるいは自薦になります。定数を超えた場合については選定委員会があり、選定委員

会で、例えば地区の割り当てや年齢、先ほど述べたとおり女性、青年者、農業者以外とか、それらのバランスを考えた上で、今後選んでいくことになります。あくまでもその周知については、女性も応募してくださいというふうに周知していきたいと思っています。以上です。

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、報告第14号　専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議長（工藤和子）　日程第10　報告第15号　処分第12号　令和元年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、報告第15号　専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議長（工藤和子）　日程第11　報告第16号　処分第13号　令和元年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、報告第16号　専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議長（工藤和子）　日程第12　報告第17号　処分第14号　令和元年度黒石市下水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、報告第17号　専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議長（工藤和子）　日程第13　報告第18号　処分第15号　令和２年度黒石市一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、報告第18号　専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議長（工藤和子）　日程第14　報告第19号　処分第16号　令和２年度黒石市一般会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、報告第19号　専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議長（工藤和子）　日程第15　報告第20号　処分第17号　令和２年度黒石市一般会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。５番工藤禎子議員。

◎５番（工藤禎子）　152ページ、２款１項11目18節、特別定額給付費補助金でお伺いいたします。一番新しい給付状況を、世帯と人数でお知らせ願いたいと思います。給付済みはパーセンテージと残は世帯数、人数でお知らせ願いたいと思います。

◎議長（工藤和子）　企画財政部長。

◎企画財政部長（鳴海淳造）　特別定額給付金事業の６月19日時点での状況でございます。給付金の支給状況ですが、支給世帯数は１万3373世帯で96.6％、支給人数は３万2182人で97.9％です。まだ申請されていない方ですけれども、未申請の世帯数は342世帯、2.5％です。人数は475人、1.4％となっております。以上です。

◎議長（工藤和子）　５番工藤禎子議員。

◎５番（工藤禎子）　御存じのように、これは全国民に等しく、どんな事情や状況であれ、全て給付されるということです。つまり、新しく誕生した赤ちゃんも含めて、漏らさず対応しているのか、お聞きしたいと思います。それから、大変頑張って、給付も黒石市は市の部でも早いほうですし、給付状況も結構高くはなっているんですけれども、残されたのが、等しく受けられる、残された人たちをどう拾い上げていくかが大切だと思います。一般質問でもありましたけれども、税を滞納しているからもらえないのではないかという人も含めて、一律の給付金ではそういうことがないので、理解も含めて、あるいは消息をつかむことも含めて、これから一人一人をきめ細やかにして給付に結びつけていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（工藤和子）　企画財政部長。

◎企画財政部長（鳴海淳造）　まず、赤ちゃんについては、４月27日時点で住民基本台帳に掲載されている方々が受給する権利があるということです。ですので、４月27日までに出生した子供については、受給する対象となります。それ以降は、残念ながら対象とはなりません。

残された方への対応ですけれども、まだ申請が毎日20件前後で来ております。これがだんだんだんだん少なくなってきて、もう来ないような状況、または、これは８月12日までの申請になりますので、７月に入ればこちらからまだ申請されていない方へお手紙を出すとか、市報、それからホームページ等に掲載して、申請を促していきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、報告第20号　専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議長（工藤和子）　日程第16　報告第21号　令和元年度黒石市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際、質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

以上で、報告第21号　令和元年度黒石市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

◎議長（工藤和子）　日程第17　議案第43号　黒石市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（工藤和子）　日程第18　議案第44号　黒石市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（工藤和子）　日程第19　議案第45号　黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。５番工藤禎子議員。

◎５番（工藤禎子）　170ページになりますが、もうそろそろ納付通知書が来るころでもありますので、どのように周知するというお考えか。それと、相談体制をどのように強化するのか、お知らせ願いたいと思います。

◎議長（工藤和子）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠）　周知方法についてお答えいたします。まず、７月１日の広報くろいしに掲載するほか、市ホームページにも掲載いたします。さらに、７月に発送する介護保険料の決定通知書を送付する際にも、今回の減免についての案内を同封するなどして、周知に努めるところです。

次に、相談体制についてです。介護保険料については、介護保険課で対応することになりますが、例えば、介護保険料が減免対象となれば、後期高齢者医療保険料や国民健康保険税の減免も対象となることもありますので、相談、もしくは申請の際は、その辺についても、担当課のみならず、国保年金課やその他関係部署につなげるなど、連携をとってまいります。以上です。

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（工藤和子）　日程第20　議案第46号　黒石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。５番工藤禎子議員。

◎５番（工藤禎子）　171ページからですけれども、これは、新型コロナウイルス感染症に感染した方の傷病手当金になります。例えば、会社等、あるいは医療機関も含めて書類等が必要だと思うので、手続上の書類の準備、必要なもの、流れをお知らせ願いたいと思います。

それから、例えば、感染者だということが判明して、会社の都合で――会社が、それだったらやめてほしいとなった場合はどうなるのか、お知らせ願いたいと思います。

◎議長（工藤和子）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠）　まず、傷病手当金の手続上の準備の書類の必要なものです。まず、申請書類として必要なものは、１つ目として、世帯主と被保険者が記入する傷病手当金支給申請書です。２つ目として、事業主の記入になりますが、直近３か月の就労日数及び療養のために休んだ期間や支払われた給与等がわかる事業主が証明する書類が必要になります。３つ目として、医療機関の記入となりますが、傷病名や労務不能と認められた期間等がわかる医療機関が証明する書類がそれぞれ必要となります。

なお、これらの書類は、担当課でも備えつけておりますが、市のホームページからもダウンロードすることができます。また、被保険者からの求めに応じ、郵送するなどの対応もいたします。

次に、感染の関係で会社の事情でやめさせた場合です。国民健康保険の傷病手当金の対象者は、国民健康保険に加入する被保険者のうち、事業主に雇用されている被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した者、または、発熱等の症状があり感染が疑われる者が療養のため労務に服することができなくなった期間に応じ支給するものです。このことから、会社の事情で

やめた場合は、傷病手当金は該当になりません。以上です。

◎議長（工藤和子）　５番工藤禎子議員。

◎５番（工藤禎子）　この傷病手当金は、休業したり待機させたり、いろいろと首を切らないような形の補償になっていますので、事業所さんも含めて御理解いただくような努力をしていただきたいと思います。それから、これは事業所ですけれども、全国的には、自営業だとかフリーランスの人たちも自治体の裁量で適用——要するに対象者にしているところもあるんですけれども、当市の場合は、そういう広げる可能性、考えがあるかどうか。

◎議長（工藤和子）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠）　まず、傷病手当金の対象となるのは、給与の支払いを受けている者であるため、フリーランスや自営業の方は対象になりませんが、個人事業主の家族で給与の支払いを受けている場合は、傷病手当金の対象となります。

　当市としては、国からの財政支援がある対象者で実施いたしますが、全国では、確かに国からの財政支援を受けず、独自の支援策として個人事業主にも支給する条例が創設されている一部自治体がございますが、国の責任で対象者を拡大してほしいという動きもございますので、当市としては、国や県の動向を注視してまいります。以上でございます。

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

　討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

　本案を採決いたします。

　本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（工藤和子）　日程第21　議案第47号　黒石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

　提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

　お諮りいたします。

　本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。５番工藤禎子議員。

◎５番（工藤禎子）　通告をしていませんでしたが、お聞きいたします。

国民健康保険の納税通知書が７月10日くらいをめどに発送になると聞いていますけれども、それも含めて周知を急ぐ必要があると思います。所得を前年比で見て300万円以下の減少だと全額減免、400万円だとパーセンテージでありますので、そういう点では、なかなか感覚として、「税金ってそうまけられるものなの、安くなるものなの」という感覚も、黒石市の場合は、これまでも減免条例がそう活発に活用されていなかったので、そういう点では、周知をお願いしたいことと、問い合わせも含めて、これも相談の体制もとらないと対応が大変かと……。いつごろから体制開始を準備しているのか、お聞きします。

◎議長（工藤和子）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠）　まず、周知の方法ですが、先ほどの介護保険料同様７月１日の市の広報に載せますし、市のホームページにも掲載いたします。またさらに、７月に発送する国民健康保険税の納税通知書を送付する際に、今回の減免についての御案内をするとともに、周知に努めてまいります。

次に、相談体制と、いつごろからということですが、まず、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は国保年金課で対応することになりますけれども、先ほどと同様、他の部署での減免も対象となることもありますので、関係部署につなげるなど連携をとってまいります。さらに、減免の申請受付は、今年度の保険税の納付書が７月10日に発送する予定となっておりますので、減免の申請はそれ以降に受付を開始いたします。以上です。

◎議長（工藤和子）　５番工藤禎子議員。

◎５番（工藤禎子）　さかのぼって、令和２年２月１日から令和３年３月31日までの間となっていますので、２月１日だと支払いが大変でも支払っているという状況も当然あるわけです。そうなった場合に、さかのぼって減免申請して可能なのかどうか、お願いします。

◎議長（工藤和子）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠）　新型コロナウイルス感染症及び蔓延の影響で、２月から収入が著しく減少した場合は、今回の減免基準に照らし合わせて、該当していれば返納することとなります。以上です。

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（工藤和子）　日程第22　議案第48号　令和２年度黒石市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（工藤和子）　日程第23　議案第49号　令和２年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（工藤和子）　日程第24　議案第50号　令和２年度黒石市一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

この際、理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

登　壇

◎市長（髙樋憲）　議案第50号　令和２年度黒石市一般会計補正予算（第５号）でありますが、新型コロナウイルス感染症に係る経済支援及び市内小・中学校全児童生徒に情報端末の配備などを追加で行うため、歳入歳出とも２億3730万2000円を追加し、予算の総額を202億3170万2000円にしようとするものであります。

歳出の主なるものは、１款議会費では、議員の行政視察旅費を272万円減額いたしました。

２款総務費では、財産管理費を1175万1000円増額いたしました。

４款衛生費では、病院事業会計補助金834万4000円を増額いたしました。

６款農林水産業費では、農業生産力維持強化緊急支援金2384万円などを追加いたしました。

７款商工費では、観光リピーター回復支援事業補助金400万円などを追加し、事業継続緊急支援金5000万円などを増額いたしました。

10款教育費では、学校用備品9513万円などを増額いたしました。

歳入の主なるものは、13款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金１億7495万1000円、公立学校情報機器整備費補助金6345万円を追加いたしました。

以上、議案の内容を簡単に申し上げましたが、当初提案の議案と合わせて、原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

降　壇

◎議長（工藤和子）　お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。３番三上廣大議員。

◎３番（三上廣大）　追加提出議案綴の８ページ、２款１項３目財産管理費の関連で質問させていただきたいと思います。

緊急事態宣言が先月25日に解除されて、先日19日に新型コロナウイルス感染症政府対策本部において、都道府県境を超える移動の自粛が解除となりました。きのうの全国の感染者数は56人であります。さらに、ベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランドの４か国を、ビジネス目的の往来に限り、水際対策の緩和を行うとの発表もございます。

これまで以上に国内における人の流れがふえることとなり、これまで当市を初め近隣市町村においては、まだ新型コロナウイルス感染症の感染者は出ておりませんが、現在の状況を踏まえて、これまでも感染対策、そしてまた引き続き、今回係る物品の購入も行っておりますが、まずは、第２波への対策について、新型コロナウイルス感染症対策室ではどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

◎議長（工藤和子）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠）　まず、今回の経験を踏まえ、第２波、第３波はやってくるものと想定し、感染が拡大した際に不足が懸念されるマスクや消毒用アルコールなど、引き続き、必要な物資の備蓄に努めてまいります。また、市の施設や事業においては、市民の健康を最優先に、感染の発生状況に応じた感染予防対策を継続するほか、市民に対し「新しい生活様式」の中で社会経済活動を行っていくよう、周知してまいります。今後、管内で感染者が発生した場合は、速やかに市民に情報を伝えるほか、蔓延防止のため必要に応じ、施設の休

止や外出自粛の要請なども再度行うなどの措置をとってまいります。以上でございます。

◎議長（工藤和子）　３番三上廣大議員。

◎３番（三上廣大）　まずは、第２波への対策が第３波の対策につながっていくと思っておりますので、しっかり御対応いただきたいと思います。

今、部長の御答弁にありました「新しい生活様式」ですが、５月15日の対策本部会議で、本部長である市長から、感染拡大の防止や市民生活の継続について万全を期すこと、もう一方、有事の際に迅速かつ的確に対応できるような体制づくり、――物資の部分は今、対応されていると思うのですが、これをしっかり各部署において検討することとなっております。

そこで、市内の公共施設において、今、多分、市から、一律こういう対応をとっていただきたいということでマニュアル的なものが行ってると思うのですが、市内だけでもこのリストで見ると27施設もあります。また、施設によっては利用者の人数、年齢、状況が個々によって違うわけです。そういった部分を考えると、これから市でこのマニュアルで動いてくださいということももちろん大事ですけれども、各公共施設における実情に合わせたマニュアルづくりも、この「新しい生活様式」は、もちろん市民に身近なものでなければ普及していかないわけですので、その部分を、今後ぜひ検討していただきたい。それも市から丸投げするのではなく、各公共施設の現場の方々の声をしっかり吸い上げて、一緒になってきめ細かい対策をこのマニュアルの整備も合わせて行っていただきたいと思っておりますが、もし、御答弁いただければお願いしたいと思います。

◎議長（工藤和子）　健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠）　各施設のマニュアルですけれど、介護施設とか福祉施設とか、国からいろんな感染対策の指針が示されております。それは一律、各施設とか関係ある観光施設とかも全部対策室から周知しております。個々の施設のマニュアルとかについては、当対策室では把握しておりませんけれども、十分、必要性は認めます。

新型コロナウイルス感染症対策室としては、国からの通知は引き続き関係部署に速やかに配付するとともに、個々に対するマニュアルも検討していく必要があると思っております。以上です。

◎議長（工藤和子）　５番工藤禎子議員。

◎５番（工藤禎子）　追加議案書の９ページ、６款１項３目18節、農業生産力維持強化緊急支援金。支援額が38万4000円というのは聞いているんですけれど、その中身をお知らせ願いたいと思います。

10ページ、７款１項１目18節、事業継続緊急支援金ですが、八戸市も弘前市も、確かに市税等を滞納していない者という条件はついているのですけれども、弘前市の場合は平成30年度の

未納分を支払えば該当する。あるいは、八戸市の場合は払うという確約書を交わした段階で支援金が成立するというような、事情も加味した柔軟性もあるのですけれども、当市の場合は実際上、現場でどういう対応になっているのでしょうか。

10ページから11ページにかけて、10款教育費の２項小学校費、３項中学校費で、就学援助の状況を、給食費も減免・免除になる施策もあるはずですので、その状況はどうなっているのか、お聞きいたします。

◎議長（工藤和子）　農林部長。

◎農林部長農業委員会事務局長併任（中田憲人）　６款１項３目18節、農業生産力維持強化緊急事業の内容ですが、38万4000円というのは聞いていたということでしたので、もう一度事業の目的から説明いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、農産物の売り上げ減少や労働力不足による生産規模の縮小が懸念されております。農業者の生産環境の維持、そして農産物の安定生産を図るためには必要な労働力確保対策として、農業者を応援する方に対し、雇用延べ日数に応じて賃金の支援をするものです。

具体的には、市内の求職者、失業者やアルバイトが制限された大学生など働き先を探している方と、人手不足に悩む農業者とのマッチング支援を、県やＪＡといった関係機関と連携して実施するものです。マッチングの支援によって雇用契約が成立して、農業生産現場で働く市民の方に対し、雇用主である農業者からの賃金に加えて、市から雇用日数に応じて労働力援農支援金として一時金を給付するものです。

労働力援農支援金は、雇用日数に応じて７段階に区分しております。先ほどあった38万4000円は、最大120日以上雇用された人に対して給付するものです。雇用の対象期間としては、４月１日にさかのぼって申請することが可能で、11月30日までの期間とします。あくまでも４月１日以降の新規雇用が対象となります。

７段階の部分ですが、短い方であれば、例えば10日以上20日未満の雇用であると１万6000円、20日以上40日未満の雇用が３万2000円、40日以上60日未満の雇用が６万4000円、60日以上80日未満の雇用が９万6000円、80日以上100日未満の雇用が25万6000円、100日以上120日未満の雇用が32万円、そして120日以上の雇用が38万4000円で、７段階に区分して支給するものです。以上です。

◎議長（工藤和子）　商工観光部長。

◎商工観光部長（真土亨）　私から、事業継続緊急支援金の要件である納税についてお答えいたします。納税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がまだ出ていない昨年分の納税に関する部分ですので、御理解いただきたいと思います。市町村によっていろいろな条件が

ありますけれども、多くの市町村では納税というのは要件になっているものと思っております。以上です。

◎議長（工藤和子）　教育部長。

◎教育部長兼市民文化会館長（須藤勝美）　私からは、就学援助の件でお話いたします。就学援助ですけれども、市報の６月１日号に、新型コロナウイルス感染症に係る支援策ということで、「新型コロナウイルス感染症の影響で家計の状況が急変し、児童生徒の就学が困難な状況になった人は、就学援助制度の認定を受けられる場合があります」とお知らせをしております。実際、今の時点では、まだ相談自体はゼロとなっております。以上です。

◎議長（工藤和子）　５番工藤禎子議員。

◎５番（工藤禎子）　農業生産力維持強化緊急支援金ですけれども、そうすると、雇い主は農業委員会の基準では大体８時間6400円ですか。それはそれで払ったほかに、行政がボーナス的にさっきしゃべった金額を加算して支援するということですよね。そうすると、例えば、20日区分で７段階になって、最初は10日から20日未満で１万6000円とありますけれども、全部、20日から40日、40日から60日という形で、20日間の差でも同じというので、もうちょっと細分化したほうがいいのではないか、働く側もちょっと励みになるのかなと思うのですが、どうでしょうか。

　それから、農業事故とかが多くなっているんですけれども、例えば保険や補償はどうなっているか、お聞きします。

　それから、就学援助は、結構申請をすると可能なのだと思いますが、周知というか広がりが、――割とずっとやっている人たちが、大きくなってもずっと更新する形ですけれども、コロナに関わって制度を浸透させるには、学校から子供さんを通して家庭に回るようなチラシなどを再度、やってもいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

◎議長（工藤和子）　農林部長。

◎農林部長農業委員会事務局長併任（中田憲人）　農業生産力維持強化緊急支援金の延べ日数が20日刻みの考え方ですが、あくまでも雇用期間が完了して、実績に応じて一時金として支給するものです。例えばその方が65日出たとか75日出たとかであれば、60日から80日のくくりの中で一時金として９万6000円支給する、そういう考え方に基づいて制度設計していますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

　それと、農作業中の事故に備えるということですが、受け入れ農家については、事故に備えて、農作業中傷害共済という傷害保険の加入を事業実施の際に義務づけます。以上です。

◎教育部長兼市民文化会館長（須藤勝美）　就学援助の周知の件ですけれども、実際、学校には、コロナの関係でその辺の周知はしております。ただ、状況をもう一度確認した上で、必要があ

れば再度お知らせはしたいと思っております。以上です。

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（工藤和子）　日程第25　議案第51号　令和２年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

この際、理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

登　壇

◎市長（髙樋憲）　議案第51号　令和２年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第１号）でありますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡大防止対策分に係る一般会計からの補助金増額に伴い、収益的収入及び支出で、収入を834万4000円増額し、収入総額を46億2184万5000円にしようとするものであります。

以上、議案の内容を簡単に申し上げましたが、当初提案の議案と合わせて、原案どおり御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

降　壇

◎議長（工藤和子）　お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。３番三上廣大議員。

◎３番（三上廣大）　17ページ、収益的収入及び支出の部分で質問させていただきたいと思います。議案説明会の際にも御説明いただいたんですが、この834万4000円の細かい内訳についてお知らせいただきたいと思います。特に、病院内のマスクについて、今ある分とか、細かい部分がわかりましたらお知らせいただきたいと思います。

◎議長（工藤和子）　黒石病院事務局長。

◎黒石病院事務局長（村上靖）　補正予算の内容ですが、まず、大きく２点ございます。人件費として、出入り口を１か所に集約して、全ての患者の検温と問診を実施しています。そのスタッフとして、専門的な知識と経験を有する、当院を過去に退職した看護師を臨時的に雇用していますので、平日午前中４時間の勤務になりますが、その３人分の人件費として361万2000円。

それから、医療用の資材ですが、マスクやガウン、フェイスガードなど、医療機関へ国から直接御支援をいただき、送付されているものもございます。国からの支援によって、６か月分以上既に確保できている資材もございますが、６か月分以上まだ在庫を保有していないもので、今回は消毒用アルコール、滅菌用の手袋、非滅菌用の手袋、それらの購入費として、それぞれ１週間当たりの消費量の24週分の購入費として473万2000円を積算し、合わせて834万4000円を計上しています。

今現在の、特にマスクの物品、在庫の量でございますが、毎週水曜日に県に在庫の報告をすることになっています。直近で６月17日の報告分になりますが、サージカルマスク１万4100枚、N95マスク約400枚を保有しています。以上です。

◎議長（工藤和子）　３番三上廣大議員。

◎３番（三上廣大）　国や県からもそういった物資が届いているということで、十分あるという理解をしました。

１点だけ、先日、私、黒石病院にお邪魔した際には、私が見た分にはそういうことはなかったんですが、何名かの市民の方から、病院のスタッフの方でマスクをつけていない方が目立つということで、私に話が来た件がありました。たまたま、いつもはつけているのだけれども、休憩のときとか、ふとした瞬間に外したのを見られたのか、それは私も状況がわからないのですが、病院という場所というのもありますので、黒石病院としてしっかり対応しているところを、市民の方にアピールする上でも、今一度マスクの着用に関して、徹底してスタッフの方に言って御対応いただけるようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（工藤和子）　黒石病院事務局長。

◎黒石病院事務局長（村上靖）　議員が御指摘のとおり、感染対策の標準予防策でマスクは必須でございます。スタッフも基本的にそういう認識を持っていますし、原則、マスクは着用していると理解はしていますが、何かのはずみでたまたま外したりする場合もあろうかとは思いますが、改めて周知徹底を図っていきたいと考えております。以上です。

◎議長（工藤和子）　５番工藤禎子議員。

◎５番（工藤禎子）　新型コロナウイルス感染症対策でお聞きいたします。一般質問でも村上啓二議員も聞きましたけれども、前年度の４月、５月に比べて、収益の減が6000万円。外来では

2500人余。入院でも1700人余の減に、当然なっているわけです。これはどういう部分に新型コロナウイルス感染症の影響が出ているというふうに――全般にあると思うんですけれども、特徴的なことも含めてお願いしたいと思います。

２つ目は、軽症とか無症状とか、感染された患者さんも受け入れるという予測がされるわけです。先般４人のベッドの確保はしてあるという答弁でしたけれども、ふえた場合も含めて、対応はどうなるのか、確保できるのかをお聞きします。

３つ目は、ＰＣＲ検査ですけれども、主には自治体病院というか、要請検査でどこの医療機関でも受けられるわけではないのです。検査数もなかなかふえないことになるのですが、このたび、県が委託した形で、弘前市医師会でドライブスルーも含めた検査ができることが、今、30日に県議会で可決するのですけれども、委託料が計上されております。ただ、黒石市民も含めて、全て対応して見てくれるのか、検査をしてくれるのかがちょっと不安なので、その点、お伺いしたいと思います。

◎議長（工藤和子）　黒石病院事務局長。

◎黒石病院事務局長（村上靖）　まず、新型コロナウイルス感染症の病院事業への経営的な影響についてでございますが、不急の手術や内視鏡検査なども延期しております。それから、各種検診も受け入れ停止しています。それから、患者を受け入れる場合を想定して、専用の病室を休床させて確保していること、それから、通常の外来の受診患者さんについても、病院を敬遠したいという心理が働くものと思われます。そういう受診抑制。それから、病院としても、来院回数をできるだけ減らすという試みで、薬の長期処方なども行っています。その収益に及ぼす影響は多岐にわたると考えております。

それから、２つ目の受け入れを想定した４人の個室のベッドをふやす今後の対応ですが、黒石病院のマンパワー、それから、機器などの状況、一般診療への影響などを考慮すると、現時点では４人が最大だと受けとめております。

３点目でございますが、弘前市医師会の動向でございます。弘前市医師会がＰＣＲ検査に特化した検査センターの設置を目指して準備を進めているという報道は把握していますが、その具体的な進捗状況については、何分、弘前市医師会の事業ですので、当医院では把握してございません。あくまでも報道ですが、弘前市の医療機関を受診した患者の中で、医師が必要と認めれば利用できるということですので、弘前市内の医療機関を受診した患者の住所地は問わないと考えてはいますが、それ以上の詳細については、お答えできる状況にはございません。

◎議長（工藤和子）　５番工藤禎子議員。

◎５番（工藤禎子）　コロナ禍の中ですから、経営そのものは大変厳しいものがありますけれども、これを今後、コロナ禍が２次、３次と続く、長引く可能性の中で、収益を上げていく、挽

回していく手立てをどのように考えているのか。医療機関ですから、病院に来ないとか、検診で発見されるものが発見されないとか、そういう意味では命と健康にも直結する仕事をしているわけなので、その点、どのように考えているのか。

それから、減収分は国から補填されると考えられるのですけれども、その情報等はどのように把握しているのか、お聞きいたします。

それから、ベッドの確保ですけれども、先ほども言いましたように、病院側の体制等から、むしろ考えれば、４人が限界ということです。そうすると、患者さんが、例えば１人２人何とかならないかといっても、体制を強化しない限り黒石病院では無理ということにつながるのでしょうか。その点、お聞きします。

それから、ＰＣＲ検査ですけれども、先ほど黒石病院事務局長が言ったように、当初は弘前市医師会では、弘前市の医療機関にかかったことがある患者さんたちを見る。黒石市の人でも弘前市のどこかの医療機関にかかっていればいいというようなことだったのですけれども、――医師会がやることですから一定の制約があるのですが、そうしたら、県でそれ以外でもＰＣＲ検査を受けたいといった人は、県がプラスで委託料を払うという方向も、県議会の共産党議員から情報を得ています。いずれにしても、まだ開設もされていないので、もしそれが長引くようであって、検査を受ける人が来る場合、ＰＣＲ検査センターがなくてもスムーズにＰＣＲ検査ができるという仕組みをとれるのかどうか、お聞きいたします。

◎議長（工藤和子）　黒石病院事務局長。

◎黒石病院事務局長（村上靖）　検診などについては、もう既に再開してございます。４月５月の収益の減少分を医業でもって補うのは、今、現在のところはなかなか厳しいのかなと理解しておりますが、国の第２次補正予算で、緊急包括支援交付金で、医療機関に対しての空床の確保による減収補填、救急などの医療提供体制の維持に要する経費への支援策なども打ち出されていますので、活用できる補助金や交付金など、あらゆる支援策を積極的に活用していきたいと考えております。

それから、ベッドの確保は４人が限界なのかということですが、入院につきましては、あくまでも保健所の帰国者・接触者相談センターがコーディネートしますので、それ以上の人数になった場合は、津軽地域医療圏の中で保健所と連携をとり、指示を仰ぎながら入院に対応していくことになります。

最後に、弘前市医師会のＰＣＲ検査センターの状況でございますが、八戸市医師会が６月１日からＰＣＲ検査センターを稼働させています。それから、青森市も弘前市も、それぞれ医師会がＰＣＲ検査センターを稼働させる予定だという報道がなされていますので、それら旧３市の医師会のＰＣＲ検査センターが稼働しますと、県の環境保健センターの余力がその分できる

と考えています。当院は、一番最初は２月末からこれまで、ＰＣＲ検査数は６件でございますので、県の環境保健センターの余力と当医院の件数を比較してみても、特に問題はないのかなと考えております。以上です。

◎議長（工藤和子）　質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（工藤和子）　以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

市長から御挨拶があります。市長。

登　壇

◎市長（髙樋憲）　令和２年第２回黒石市議会定例会の閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

このたびの議会におきましては、令和２年度黒石市一般会計補正予算や条例改正など24案件につきまして、慎重な御審議の上、原案どおり御承認並びに御議決いただきましたことに感謝申し上げます。御議決いただきました予算・条例などにつきましては、当初の目的を達成するため、適正・的確に執行してまいります。

今回の議会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新たな生活様式が示されて初めての議会となり、議場へ入る際の手指消毒はもちろんですが、入場職員数の制限を行い、一般質問も会派ごとの制限時間が設けられるなど、新たな試みを導入して行われた議会でありました。その中で、市政の各分野に多くの御質問をいただきましたが、これらの御質問や御要望につきましては厳正に受けとめ、現状把握及び課題解決に向けて努めてまいりたいと考えております。

また、今後予想される新型コロナウイルス感染症の第２波、第３波へ備え、市民の皆様が安心して生活を送ることができるよう国・県と連携し、新型コロナウイルス感染症対策の基本方

針の趣旨に基づき対応してまいりたいと考えております。

先ほど工藤禎子議員がＰＣＲ検査のことについても御質問いただきましたけども、我々も県に対する要望項目の中で、このＰＣＲ検査の充実を行うようにお願いをいたしております。県といたしましては、圏域で検査の充実という部分で考え、今回対応していただいているものではないかというふうに考えております。

市政にはまだまだ課題が山積しておりますが、黒石力を結集し、「誇れる故郷くろいし」実現のため努力してまいりますので、市民及び議員の皆様方のますますの御理解と御協力をお願い申し上げ、令和２年第２回黒石市議会定例会閉会に当たっての挨拶といたします。

降　壇

◎議長（工藤和子）　これにて、令和２年第２回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午前11時16分　　　閉　会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和２年６月２２日

黒石市議会議長　　工　藤　和　子

黒石市議会議員　　三　上　廣　大

黒石市議会議員　　工　藤　禎　子